

三朝町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

三朝町長

三朝町規則第18号

三朝町行政組織規則の一部を改正する規則

三朝町行政組織規則（平成17年三朝町規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課の内部組織の設置) 第5条 条例第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。 (1)～(5) 略 (6) 企画健康課 <u>まちづくりセンター準備室</u> 、 地域戦略係、健康づくり係、DX・定住推進係 (7)・(8) 略 2 略 別表第1 分掌事務（第6条関係） 1～5 略 6 企画健康課 <u>まちづくりセンター準備室</u> <u>まちづくりセンターの準備に関すること。</u> 地域戦略係 略 健康づくり係 略 DX・定住推進係 略 7・8 略	(課の内部組織の設置) 第5条 条例第2条の規定により設置された課の内部組織として次の局、室又は係を置く。 (1)～(5) 略 (6) 企画健康課 地域戦略係、健康づくり係、DX・定住推進係 (7)・(8) 略 2 略 別表第1 分掌事務（第6条関係） 1～5 略 6 企画健康課 地域戦略係 略 健康づくり係 略 DX・定住推進係 略 7・8 略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。